

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	明石市 軽自動車税課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、軽自動車税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年8月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税課税に関する事務
②事務の概要	賦課期日(4月1日)時点において、市内に軽自動車等(原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪及び小型自動二輪車・三輪以上の軽自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税及び当該情報に係る管理を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局税務室市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市総務局税務室市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5014

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の第16項	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の利用の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第6号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の利用の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①財務部税務室市民税課 総務部情報管理課 ②森田 康裕 後藤 省一	①総務局税務室市民税課 総務局総務管理室情報管理課 ②上東 弘明 後藤 省一	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	明石市財務部税務室市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5014	明石市総務局税務室市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5014	事後	
平成30年5月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②上東 弘明 後藤 省一	②宮下 俊一 後藤 省一	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	宮下 俊一 後藤 省一	① 課長 ② 課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4 特定個人情報の使用取扱の委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6 情報提供ネットワークとの接続	(新規)	十分である(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報取扱事務 ③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバー、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	軽自動車税システム、中間サーバー、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署及び②所属長の役職名	①部署 ①総務局税務室市民税課 ②総務局総務管理室情報管理課 ②所属長の役職 ①課長 ②課長	①部署 総務局税務室市民税課 ②所属長の役職 課長	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	重要な変更にあたらなため (軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和3年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)